

# 条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名		神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例	
条 例 番 号		平成 15 年神奈川県条例第 73 号	法 規 集 第 15 編第 6 章第 1 節
所 管 部 局 室 課		警察本部交通部交通捜査課	
条 例 の 概 要		暴走族及び暴走行為を行う者（以下「暴走族等」という。）の追放の促進に関し、県、県民、保護者等の責務及び暴走行為を防止するために必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （現在でも必要な条例か。）	本条例は、県、県民、保護者等が一体となった暴走族等のいないまちづくりの推進を図り、県民生活の安全と平穏を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与するものであり、必要な条例である。	
	有効性  （現行の内容で課題が解決できるか。）	暴走族等のいないまちづくりのために、県民総ぐるみで総合的な施策に継続的に取り組むため、本条例が有効に機能しており、また、凶器携帯の禁止等暴走族特有の行為の取締りにより、暴走族等の数は減少傾向にあり、本条例が有効に機能している。	本条例制定後の検挙等の状況 ・ 車台番号の識別が困難な自動二輪車の運行の禁止違反 1件1人 ・ 暴走族の指導、金品要求等の禁止違反 3件5人 ・ 中止命令4回
	効率性  （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、暴走族等を許さない社会環境の醸成、加入の防止及び脱退の促進並びに取締りの強化を柱としており、また、本条例の規制の対象となる凶器携帯の禁止等の行為は、暴走族等に関連する特有のものに限定されており、効率的である。	
	基本方針適合性  （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、暴走族等のいないまちづくりの推進を図り、県民生活の安全と平穏を確保し、あわせて少年の健全な育成に寄与するものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性  （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、暴走族等の追放の促進に関し、一部の規定に罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	(有) 無